

軽減の見直しについて

保険料の均等割額の軽減対象が拡充されました。

- 5割軽減：43万円+(公的年金または給与所得者合計数-1) × 10万円+31万円(令和7年度：30.5万円) × (被保険者数) 以下
- 2割軽減：43万円+(公的年金または給与所得者合計数-1) × 10万円+57万円(令和7年度：56万円) × (被保険者数) 以下

令和8年4月1日以降に75歳になられた方へ

～75歳から加入の後期高齢者医療制度は、74歳まで加入していた健康保険とは別の制度です。～

口座振替での後期高齢者医療保険料のお支払いを希望される方は、登録手続きをお願いします。

後期高齢者医療保険料のお支払いは、特別徴収(年金からのお支払い)が優先されますが、特別徴収が開始されるまでの納付方法は納付書、または口座振替です。口座振替を希望される場合は、新たに手続きが必要です。(※江戸川区国民健康保険料を口座振替していても口座情報は引き継がれません。)

75歳の誕生月分からお支払いいただく健康保険料は、後期高齢者医療保険料です。

保険料は月ごとに「月末に属している保険」の保険料を納めていただいています。75歳の誕生月の月末は後期高齢者医療保険に該当するため、74歳まで加入していた保険の保険料の二重徴収はありません。

なお、世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に変わっても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、国民健康保険料納付通知書は引き続き納付義務者の世帯主あてに送付されます。

保険料や医療機関での一部負担金のお支払いに困ったときは

災害、その他特別な事情により生活が著しく困難になったとき、その状況により、保険料や医療費の一部負担金の支払いが減額または免除になることがあります。お早めにご相談ください。

■子ども・子育て支援金制度について

→ こども家庭庁コールセンター 0210-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

■後期高齢者医療保険料算出方法・軽減制度・保険料率の改定等について

→ 広域連合お問い合わせセンター 0570-086-519 (受付時間 平日8時30分から17時)

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先

江戸川区役所
健康部
医療保険年金課

■保険料額・医療費について

高齢者医療係 ☎ 03-5662-1415※

■保険料の納付相談、還付・延滞金について

取 納 係 ☎ 03-5662-0795※

※お電話がかかりにくいときは… ☎ 03-3652-1151 (江戸川区役所代表)

■各種手続きについては、お近くの区民課・各事務所 保険年金係へ

区役所区民課 ☎ 03-5662-6823	小松川事務所 ☎ 03-3683-5185
葛西事務所 ☎ 03-3688-0438	小岩事務所 ☎ 03-3657-7876
東部事務所 ☎ 03-3679-1128	鹿骨事務所 ☎ 03-3678-6116

決定通知書の見かたは、本紙中面をご覧ください。

令和8年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

「令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」をお送りします。

保険料の決め方

- ◆東京都後期高齢者医療広域連合が決定(計算)しています。
- ◆計算のもととなる所得は、令和7年中の所得です。

※確定申告等の取込時期により保険料が変更になる場合がございます。詳しくは8月以降に郵送される変更通知書をご確認ください。



区のホームページ

令和8年度保険料

医療分

子ども・子育て支援金分
(子ども分)

医療分

均等割額
53,300円

保険料計算のもととなる所得金額
×9.88%

子ども・子育て支援金分
(子ども分)

均等割額
1,300円

保険料計算のもととなる所得金額
×0.26%

年間保険料額は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分(子ども分)」を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額です。

※保険料計算のもととなる所得金額については、本紙2ページ目の①をご参照ください。

医療分の最高限度額は85万円です。

子ども・子育て支援金分の最高限度額は2万1千円です。 } 年間保険料の最高限度額は87万1千円です。

保険料のお支払い方法

① 年金からのお支払い(特別徴収)

原則として、年金を受給されている方は 介護保険料が引かれている年金から お支払いいただきます。ただし、下記のいずれかにあてはまる方は「②普通徴収」となります。

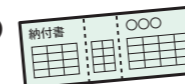
- (1) 年度の途中で後期高齢者医療制度に加入された方 ※
・75歳になられた方 ・65歳～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられた方 など
- (2) 年度の途中で江戸川区に転入された方 ※
- (3) 特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方
- (4) 同一の月にお支払いいただく介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、当該月に受け取られる年金受給額の2分の1を超える方

※(1)(2)に該当する方は、一定の期間「②普通徴収」となります。

② 納付書または口座振替でのお支払い(普通徴収)

「①特別徴収」以外の方は、「納付書」または「口座振替」でお支払いいただきます。

(1) 納付書でのお支払い

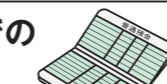


下記、取扱窓口にて納付書によりお支払いいただく方法です。

取扱窓口：「金融機関」、「コンビニエンスストア」、
「区役所区民課・各事務所 保険年金係窓口」

※スマートフォンの専用アプリでもお支払いいただけます。

(2) 口座振替でのお支払い



金融機関の口座から自動的にお支払いいただく方法です。

※金融機関へのお申し込みが必要です。手続き方法など詳しくは、医療保険年金課 高齢者医療係 までお問い合わせください。

1 保険料計算のもととなる所得金額

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。（合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、その金額によって基礎控除額が異なります。）

※参考例：収入が年金収入 170 万円のみで単身世帯

年金収入 170万円	年金控除額（注） 110万円	基礎控除額 43万円	保険料計算のもととなる所得金額 17万円
---------------	-------------------	---------------	-------------------------

（注）年金控除額は年金収入額によって変わります。（参考例は年金収入が 330 万円未満の場合の控除額です。）

★軽減について

2 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料は次のとおりです。所得割額は、当面の間かかりません。（該当する方は、0.00%と記載されています。）

	加入から 2 年を経過する月まで	加入から 2 年経過後
均等割額	5 割 軽 減	軽 減 な し
所得割額	負 担 な し	

※低所得による均等割額の軽減(⑧の表)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

7 所得割額の軽減(都広域連合独自の軽減)

被保険者本人の①「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

8 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。世帯の判定は当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）時点で行います。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1) × 10万円 以下	7割*
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1) × 10万円 + 31万円 × (被保険者の数) 以下	5割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1) × 10万円 + 57万円 × (被保険者の数) 以下	2割

※令和8・9年度の均等割額については、医療分に限り、軽減割合が「7.2割」になります。

※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

後期高齢者医療保険料額 決定通知書の見かた

※通知書の上部は決定した令和8年度保険料額を、下部は江戸川区へのお支払い方法を通知しています。

お問い合わせの際は、こちらの「被保険者番号」をお知らせください。

令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定 通知書

〒132-8501 中央1丁目4番1号

江戸川 花子 様
XXXXXXXXXX XXXX XXXX

令和8年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

令和8年 7 月 日
東京都後期高齢者医療広域連合長

被保険者番号 12345678 被保険者氏名 江戸川 花子

決定年月日 令和8年 7 月 日 保険料額(医療分+子ども分) 40,100 円

決定(変更)理由 保険料額を決定しました

※「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

※保険料額は、東京都(都内)においての保険料額です。このため、東京都(都内)以外に居住された方は原則として、居住する自治体にお支払いいただくことになります。

保険料計算の内訳 (計算方法は裏面に記載されています) 単位(円)

区分	①保険料計算のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度超過額	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ※ (⑨+⑩-⑬)
医療分	170,000	9.88%	16,796	53,300	70,096	0	4,199	5割	26,650	39,247	12	0	39,200
子ども分	170,000	0.26%	442	1,300	1,742	0	111	5割	650	981	12	0	900
医療分													
子ども分													

※100円未満切捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から 2 年を経過する月までの間、右に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑪-⑫)	月数	⑭月割減額
医療分	0		0	0	0	0
子ども分	0		0	0	0	0
医療分						
子ども分						

令和8年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼

中央1丁目4番1号 江戸川 花子 様

令和8年度分の後期高齢者医療保険料を次のとおり徴収することに決定(変更)しましたので通知します。

令和8年 7 月 日
江戸川区長

被保険者番号 12345678 被保険者氏名(納付義務者) 江戸川 花子

保険料年総額(都内他自治体分含む) 40,100 円 江戸川区に納付する保険料額(A)+(B) 40,100 円

決定(変更)理由

あなたの納付方法は下記のとおりです。

納付方法	口座振替と年金からの支払い
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
普通徴収分口座情報	〇〇〇〇銀行 〇〇〇〇支店 江戸川 花子

◆口座情報は、通知日(令和8年 7 月 日)時点にご登録のある口座を記載しています。また、口座名義人名は先頭から20文字を記載しています。

特別徴収分の納付期割額(年金からのお支払い) 単位(円)

区分	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)	(A)合計額
決定				6,900	6,700	6,700	20,300

◆1期(4月)・2期(6月)・3期(8月)は、仮徴収としてお支払いいただく額を記載しています。
◆世帯の構成や所得に変更が無い場合、翌年度の仮徴収額は2月(特徴6期)の金額と同額です。

普通徴収分の納付期割額(納付書払いまたは口座振替) 単位(円)

区分	1期(7月)	2期(8月)	3期(9月)	4期(10月)	5期(11月)	6期(12月)	7期(1月)	8期(2月)	9期(3月)	(B)合計額
納期限	R08.07.31	R08.08.31	R08.09.30							
決定	6,600	6,600	6,600							19,800

◆納期限は各月末日です(金融機関が休みのときは、翌営業日)。なお、口座振替は納期限が引落し日になります。◆区分に「過年度」記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料額が決定した分です。

◆納付方法◆ 3種類のお支払い方法があります

- 年金からのお支払い（原則年6回でのお支払い）
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」欄に記載のある年金からのお支払い。
- 納付書払い（原則年9回でのお支払い）
今回の決定通知書に納付書（1～3期分）を同封しています。
残りの納付書は、10月中旬と1月中旬にお送りします。
- 口座振替（原則年9回でのお支払い）
「普通徴収分口座情報」欄に記載のある口座からの引き落としによるお支払い。

◆江戸川区に納付する保険料額◆

(A) + (B)

(A) 特別徴収分の保険料
年金から支払う保険料 + (B) 普通徴収分の保険料
納付書または口座振替
で支払う保険料